



# 三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.247 2017年6月・7月



勤労者地域づくり等参画支援事業  
「丸山千枚田田植え体験」

平成29年5月21日(日)、熊野市紀和町において「丸山千枚田田植え体験」が開催されました。

晴天のなか、364名の方々が、風情あふれる棚田にふれあいながら“ふるさとのぬくもり”を体験いただきました。

## CONTENTS

- 1 [三重県労働委員会のご案内](#) (PDF: 118KB)
  - 2 [こんな時、ご活用ください。労働関係助成金のご案内](#) (PDF: 719KB)
  - 3 [働く方々、事業主の皆様へ 平成30年\(2018年\)4月1日から無期転換の申し込みが本格化します。](#) (PDF: 139KB)
  - 4 [若者の雇用管理の状況が優良な中小企業の認定制度\(ユースエール認定企業\)](#) (PDF: 224KB)
  - 5 [平成29年度労働保険年度更新のお知らせ](#) (PDF: 132KB)
  - 6 [三重県産業保健総合支援センター・地域産業保健センター事業案内](#) (PDF: 127KB)
- \* [「三重の労働2017年6月・7月号」全ページを一括ダウンロードする](#)  
(PDF: 737KB)

# 三重県労働委員会のご案内

～より良い労使関係をバックアップします～

労働委員会は、労使間の問題を当事者で解決することが困難な場合、より良い労使関係を築くために、中立・公正な立場で、紛争の早期解決をお手伝いする機関です。

## ◎ 労働委員会の委員

労働委員会は、公益を代表する委員（公益委員）5名、労働者を代表する委員（労働者委員）5名、使用者を代表する委員（使用者委員）5名の計15名で組織されています。これらの委員が、労使紛争のあっせん員や不当労働行為の審査委員などを務めます。

## ◎ 主な仕事

### ● 労使紛争のあっせん

労働組合や個々の労働者と会社の間で発生した次のような労働条件等の問題について、当事者間での自主的な解決が困難な場合に、あっせん員が双方の言い分を聞き、紛争解決のために適切な助言を行うなど、紛争の迅速な解決を支援します。

- ・ 賃上げ交渉について、労働組合と使用者の折り合いがつかない。
- ・ 突然、会社から何の説明もなく解雇された。
- ・ 事前に何の説明もなく時給が引き下げられた。
- ・ 社員に配置転換を命じたが、理由もなく拒否している。

### ● 不当労働行為の審査

会社の行為が労働組合法で禁止されている次のような行為に該当するかどうかについて審査を行い、救済命令を発します。

- ・ 労働組合の組合員であることや、正当な組合活動を行ったこと等を理由に、組合員に解雇などの不利益な取扱いをすること。
- ・ 正当な理由もなく労働組合との団体交渉を拒否すること。
- ・ 労働者による組合結成や組合運営に対し介入すること。



## 三重県労働委員会事務局

〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階

TEL 059-224-3033 FAX 059-224-3053

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/ROUI/HP/>

労働委員会のご利用は**無料**です！

# こんな時、ご活用ください。労働関係助成金のご案内

三重労働局雇用環境・均等室

## 育児や介護と仕事の両立を支援したい → 両立支援等助成金

助成金の種類、助成額、主な要件の解説です

男性の育休取得を支援する

出生時両立支援コース 28.5万円～72万円 ※2人目以降支給あり

- ・男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行う
- ・男性が、子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上（中小企業以外は14日以上）の育児休業を取得する

育休の取得と復帰を支援する

育児休業等支援コース 育休取得時・復帰時 28.5万円～36万円

- ※取組内容による加算あり ※1企業2人まで支給（無期雇用者、有期契約労働者1人づつ）
- ・「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って育児休業（3か月以上）を取得する
  - ・育休者を原職等に復帰させ、6か月間継続雇用する ※取得時と復帰時の2回に分けて申請、支給する

育休中の代替要員を確保する

育児休業等支援コース 代替要員確保時 47.5万円～60万円 《中小企業対象》

- ※5年間、1年度あたり10人まで支給 ※有機契約労働者の加算あり ※くろみん認定による対象拡大あり
- ・育児休業（3か月以上）期間中の代替要員を確保する
  - ・育休者を原職等に復帰させ、6か月間継続雇用する

介護離職を防止する

介護離職防止支援コース 19万円～72万円 《中小企業対象》

- ・介護支援プランを作成し、介護休業（1か月以上）を取得後、1か月以上原職等に復帰する
- ・介護支援プランを作成し、3か月以上の介護制度（短時間勤務制度等）を利用する

再雇用制度を整備する

再雇用者評価処遇コース 19万円～48万円 ※2～5人目の支給あり

- ・妊娠、出産、育児または介護を理由とした退職者についての再雇用制度（要件あり）を導入する
- ・無期雇用者として再雇用し、継続雇用する



「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」の策定については、中小企業における両立支援のノウハウを持つ専門家である、「育児プランナー」「介護プランナー」が事業主のもとへ訪問し、無料で支援する事業があります。支援事業は、助成金の申請にかかわらず、従業員が育児や介護で離職することなく継続して働き続けられるよう取り組む事業主の方が対象です。  
厚生労働省委託事業 受託者：(株)パソナ 電話03-5542-1740

## 女性従業員に活躍してほしい → 両立支援等助成金

活躍を促す取組を実施する

女性活躍加速化コース（Aコース） 28.5万円～36万円

- 《常時雇用する労働者300人以下企業対象》
- ・女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」と、「数値目標」達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定し、「取組目標」を達成した場合

成果が出た場合

女性活躍加速化コース（Nコース） 28.5万円～60万円

- ・女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」と、「数値目標」達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ行動計画を策定し、「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した場合

## 生産性を上げるための研修や設備の導入などを行いたい

※研修や設備の導入などに要した経費の一部を支給

### 所定外労働の削減など、労働時間等の見直しを目的に行う → 職場意識改善助成金

《中小企業対象》

所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進に取り組む

職場環境改善コース 上限67万円～100万円 補助率1/2～3/4

- ※達成状況に応じて助成額が決まります 申請締切10/16
- ①年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加 ②月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減

所定労働時間の短縮に取り組む

所定労働時間短縮コース 上限50万円 補助率3/4 申請締切12/15

- ・労働基準法の特例措置対象事業場で、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする

36協定を見直す

時間外労働上限設定コース 上限50万円 補助率3/4 申請締切12/15

- ・限度基準を超える時間数での36協定を締結している事業場において、限度基準以下の上限設定を行う

勤務間インターバルを導入する

勤務間インターバル導入コース 上限20万円～50万円 補助率3/4 申請締切12/15

- ・休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入、または適用範囲の拡大、休憩時間の延長など

テレワークに取り組む

テレワークコース 上限10万円～150万円 補助率1/2～3/4 申請締切12/1

- ①在宅、またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施 ②年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加、又は月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減 ※達成状況に応じて助成額が決まります

## 自社の最低賃金の引き上げを目的に行う → 業務改善助成金《中小企業対象》

最低賃金を引き上げる

30円～120円コース 上限50万円～200万円 助成率7/10～4/5

申請締切H30.1/31

事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場において、事業場内最低賃金を引き上げる。※現在の事業場内最低賃金と、引き上げる額による申請コース区分により、上限額、助成率が変わります。



最低賃金 ワン・ストップ無料相談

厚生労働省委託事業 受託者：三重県経営者協会

賃金引き上げを行う上で中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題に専門家が無料でご相談に応じます。

三重県最低賃金総合相談支援センター フリーダイヤル:0120-331-266 電話:059-226-0033

賃金や処遇の見直しに取り組む場合には、こんな助成金もあります。

→ キャリアアップ助成金

賃金を見直す

賃金規定等改定コース 9,500円～36万円 ※対象労働者数等による  
有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、2%以上増額改定する

賃金規定等共通化コース 42万7,500円～72万円 ※企業規模等による  
有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合

選択的社会保障適用拡大を導入する

選択的適用拡大導入時処遇改善コース 14,250円～12万円 ※基本給の増額割合等による  
選択的適用拡大の導入に伴い、社会保障適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合

社会保険の適用対象にする

短時間労働者労働時間延長コース

①14万2,500円～24万円 ※企業規模等による

短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合

②28,500円～19万2,000円 ※週所定労働時間の延長時間等による

賃金規定改定コースまたは選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合

手当等を見直す

諸手当制度共通化コース 28万5,000円～48万円 ※企業規模等による  
有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合

健康診断を実施する

健康診断制度コース 28万5,000円～48万円 ※企業規模等による  
有期契約労働者等を対象に、「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合

非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組みたい → キャリアアップ助成金

正社員にする

正社員化コース 21万3,750円～72万円 ※雇用形態等による  
有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合

教育訓練を実施する

人材育成コース

賃金助成：475円～960円 ※1人1時間当たり 訓練、企業規模等による

経費助成：7万円～50万円 ※1人当たり訓練時間数等による

有期契約労働者等に、OFF-JTまたは「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを実施

職場の受動喫煙を防止したい → 受動喫煙防止対策助成金 ※防止対策に要した経費の一部を支給

喫煙室等を設置する

上限 200万円 助成率1/2 喫煙室、屋外喫煙所（閉鎖系）、換気装置の設置・改修などを行う場合

中小企業の範囲は、「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合となります。

区分	小売業（飲食店含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または出資の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

助成金のお問い合わせは、  
三重労働局雇用環境・均等室へ

電話 059-226-2978

要件等の詳細は、  
厚生労働省ホームページでもご覧いただけます  
(<http://www.mhlw.go.jp>)

※助成金は、予算の範囲内で支給されます。年度途中で要件等内容の変更がある場合があります。

# 働く方々、事業主の皆さまへ 平成30年(2018年)4月1日から 無期転換の申し込みが本格化します

## 無期労働契約への転換(労働契約法第18条)

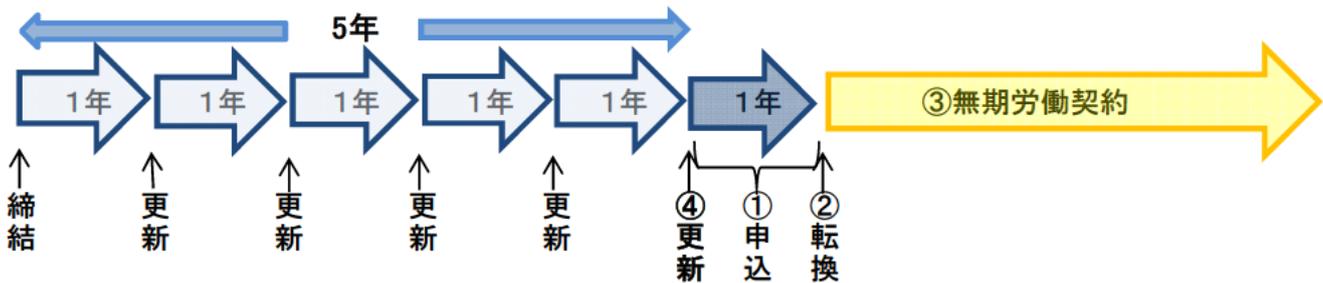
同一の使用urerとの間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換します。

※通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。

平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は通算契約期間に含めません。

## 無期転換の申し込みができる場合

【契約期間が1年の場合の例】



- ①申込み…平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申し込みをすることができます。
- ②転換…無期転換の申込み(①)をすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約(③)がその時点で成立します。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。
- ③無期労働契約…無期労働契約の労働条件(職務、勤務地、賃金、労働時間など)は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。
- ④更新…無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません(法の趣旨から、そのような意思表示は無効と解されます)。

## 無期転換ルールの特例について

有期雇用特別措置法により、以下の場合に特例が適用されることになりました。

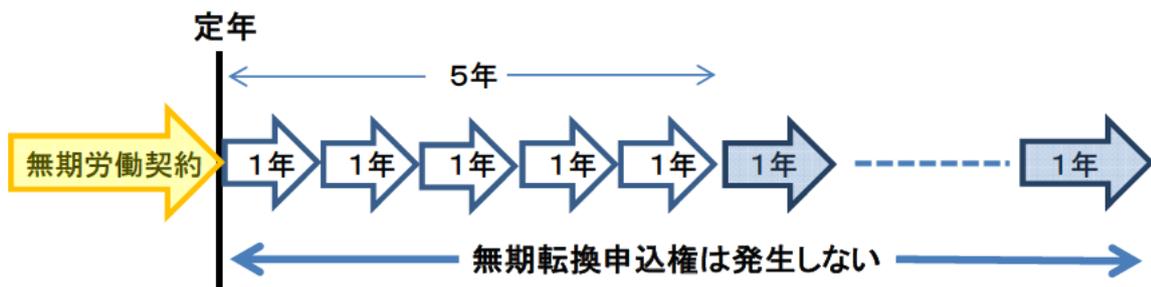
### ①専門的知識等を有する有期雇用労働者

### ②定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)

通常は、同一の使用urerとの有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、**都道府県労働局長の認定**を受けた事業主の下
- ・定年に達した後、引き続き雇用される

有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)については、**その事業主に定年後引き続き雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。**



※定年を既に迎えている方を雇用する事業主が認定を受けた場合、そうした方も特例の対象となります。ただし、労働者が既に無期転換申込権を行使している場合を除きます。

## 若者の雇用管理の状況が優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定企業）

ユースエール認定企業制度とは、若者の採用や育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業（※）を厚生労働大臣が認定し、これらの企業に対して情報発信などを支援することで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチングの向上を図っていく制度です。（※常時雇用する労働者が300人以下の事業主）

### 認定を受けることによるメリット

- ハローワーク等で積極的にPRをすることで若者からの応募増が期待できます。また、三重労働局のホームページなどに企業情報を掲載しますので、企業の魅力を広くアピールすることができます。
- 認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品、広告などに付けることができ、認定を受けた優良企業であることを対外的にアピールすることができます。
- 若者の採用・育成を支援する関係助成金が加算されます。

<認定マーク>



### ユースエール認定企業になるためには

- 三重労働局への申請が必要で、若者対象の正社員求人申込み、新卒者の離職率、正社員の残業時間、有給休暇取得率等が一定要件を満たしているなどの認定基準があります。
- 詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000106878.pdf>

お問い合わせ先：三重労働局 訓練室 TEL059-261-2941

## 平成29年度労働保険年度更新のお知らせ

平成29年度の労働保険年度更新の申告納付は  
**6月1日から7月10日までに**  
お願いします

- **平成29年度の雇用保険料率**は、次のとおりとなります。
  - 一般の事業で**9 / 1,000**
  - 農林水産、清酒製造の事業で**11 / 1,000**
  - 建設の事業で**12 / 1,000**※平成28年度の雇用保険料率は一般の事業が11/1000、農林水産、清酒製造の事業が13/1000、建設の事業が14/1000です。
- 法人の場合は法人番号を申告書に記入していただくことになります。
- 年度更新申告書の**書き方等については、コールセンター**へお問い合わせください。《電話番号》**0120-335-546**
- 労働保険の年度更新手続きはパソコンから行うことができます。  
(**電子申請・電子納付お知らせページ** <http://www.e-gov.go.jp/>)でご案内しています。
- 個別事業場につきましても、金融機関に「口座振替依頼書」を提出していただきますと口座振替納付ができます。
- 労働保険年度更新の手続のための集合受付会を開催します。  
〈 **集合受付会** 〉  
労働保険(労災保険・雇用保険)料の申告書の受付と記入方法についての集合受付会を **7月6日(木)、7日(金)及び10日(月)の3日間**、**県内9会場**(各労働基準監督署、桑名市はまぐりプラザ、鈴鹿市神戸コミュニティセンター、尾鷲公共職業安定所)において行います。

※集合受付会以外の日であっても、申告書の受付・記入方法などの説明は三重労働局労働保険徴収室、県内各労働基準監督署で随時行っていますのでご利用ください。

詳細につきましては、三重労働局 労働保険徴収室 (059-226-2100) ・各労働基準監督署にお問い合わせください。

## 三重産業保健総合支援センター・地域産業保健センター事業案内

提供するサービスは全て無料です。

### 三重産業保健総合支援センターの事業内容（産業保健スタッフ向けサービス）

- ◆ 産業保健関係者に対する専門的研修等 ◆ 産業保健関係者からの専門的相談対応
- ◆ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援 ◆ 治療と職業生活の両立支援
- ◆ 産業保健に関する情報提供・広報啓発 ◆ 事業主・労働者に対する啓発セミナー

お問い合わせ先

〒514 - 0003 津市桜橋二丁目 191 番 4 三重県医師会館 5 階

独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター

TEL : 059 - 213 - 0711 FAX : 059 - 213 - 0712

### 地域産業保健センターの事業内容（労働者 50 人未満の事業場向けサービス）

- ◆ 労働者の健康管理（メンタルヘルス含む）に係る相談
- ◆ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取（健康診断結果に基づく事後措置）
- ◆ 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ◆ 個別訪問による産業保健指導の実施

お問い合わせ先

〒511 - 0811 桑名市東方尾弓田 3038 桑名医師会健康福祉センター 2 階

桑名地域産業保健センター

TEL : 0594 - 25 - 3481 FAX : 0594 - 25 - 3481

〒510 - 0087 四日市市西新地 14 - 20 四日市医師会館内

四日市地域産業保健センター

TEL : 080 - 9370 - 2042 FAX : 059 - 352 - 8050

〒513 - 0809 鈴鹿市西条 5 - 118 - 4 鈴鹿市医師会館内

鈴鹿亀山地域産業保健センター

TEL : 059 - 384 - 0230 FAX : 059 - 384 - 0230

〒514 - 0002 津市島崎町 97 - 1 津地区医師会館内

津地域産業保健センター

TEL : 059 - 227 - 5252 FAX : 059 - 227 - 5263

〒515 - 0076 松阪市白粉町 363 松阪地区医師会館内

松阪地域産業保健センター

TEL : 0598 - 21 - 3308 FAX : 0598 - 21 - 3308

〒516 - 0035 伊勢市勢田町 613 - 12 伊勢地区医師会館内

伊勢地域産業保健センター

TEL : 0596 - 26 - 1020 FAX : 0596 - 23 - 6485

〒518 - 0823 伊賀市四十九町 1929 - 42 伊賀地区医師会館内

伊賀地域産業保健センター

TEL : 0595 - 24 - 3613 FAX : 0595 - 24 - 3409

〒519 - 4324 熊野市井戸町 750 - 1 熊野市社会福祉センター内

東紀州地域産業保健センター

TEL : 0597 - 89 - 6039 FAX : 0597 - 89 - 6039